

住宅の再取得費用の賠償の実現を求める意見書

原子力損害賠償紛争審査会 御中

平成25年9月27日

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1丁目8番16号第2升本ビル5階

東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団

(電話) 03-3502-8507 (FAX) 03-3502-8555

団 長 丸 山 輝 久



現在、貴審査会では、移住や長期避難を余儀なくされる者は、移住先において住宅を取得する必要性が認められるが、避難先の地域周辺における中古住宅の供給が十分になされるとは限らないことや、元の住宅の価値の事故前価値が築年数の長期経過等により極度に低い評価となった場合には中古住宅の取得にも限界があると見られること等から、住宅の事故前価値を超える賠償の必要性が認められるのではないかとの論点についての論議が行われている。また、移住先での土地の取得費用についても、当該被害者の元の土地に係る事故前価値を超える賠償の必要性についてどう考えるかとの点についての検討が行われている。

かかる審査会での議論は、土地については事故前の交換価値を賠償額とし、建物については経年減価により低額に評価された賠償額とする現在の東京電力の賠償基準が、被害の「実態を十分に反映」したものとはいえ、適正な賠償に不足することを正しく認識したものと考える。

当弁護団は、かかる議論に当たり、下記の意見を貴審査会に提出する。

記

【 意見の趣旨 】

- 1 居住用の土地の賠償については、被害者の個別事情に応じて合理的に選択した移転先において、元の生活基盤を回復するために必要な土地を取得するのに必要な費用の賠償が実現されるべきである。

この生活基盤回復に必要な居住用の土地を取得するのに必要な費用が、事故前に所有していた土地の取引価格を上回る場合には、その差額を事故前所有土地の取引価格に加算した金額の賠償がなされるべきである。

- 2 居住用建物の賠償については、事故前の交換価値、すなわち従前の居住用建

物の経年減価を踏まえた評価額ではなく、事故前と同等の建物を建築することを可能とする再取得価格を基本的な賠償額として設定するべきである。

## 【 意見の理由 】

### 第1 再取得費用の賠償の必要性

1 住居としての不動産は生活の基盤であり、本件事故によりその基盤を奪われてしまういわれはなく、可及的に事故前と同等の生活ができる状態に回復されなければならない。そのため回復を実現できるに足りる賠償が行われるべきであり、仮に、回復に足りない賠償しかなされないとしたら、本件事故被害者（以下、単に「被害者」という。）はなお損害を被っているのであって、「損害が発生する以上は、東電の懐事情がどうであれ、賠償しなければいけない」ものである\*1。

そして、住居としての不動産は、単に食べて寝る意味での生活の基盤であるのみならず、その場を拠点として事業を営み、また被害者がその場から通勤可能な勤務先での労働に従事すること等により生計を維持していたという意味で、経済生活上の不可欠の基盤でもある。そこで、生活の基盤である不動産の賠償は、事故前と同等の経済的収入を維持できる不動産の取得を可能にするものである必要がある。

さらに、生活の本拠としての住居は、健康の保持、教育の実現、人間関係の形成や維持、趣味など生き甲斐を実現する基盤として、その場所と切り離すことができない総合的な価値を有するのであり、仮に元の場所に住めない事象が発生した場合、本来は可及的に「近傍類地」の場所への移転を可能にすることが、「事故前と同等」に近づくための最低限の要件となる。

2 しかしながら、事故直前の不動産の市場価格や経年減価に基づく評価方法により算定される賠償額では\*2、以下に指摘するとおり、事故前と同程度の生活を回復しうるに足りる不動産を再取得することは、殆ど不可能である。

#### (1) 土地

---

\*1損害賠償の一般論についてであるが、第33回原子力損害賠償紛争審査会における大谷委員の発言。

\*2平成24年7月に経済産業省及び東京電力により公表された賠償基準、及び平成25年3月29日に東京電力から公表された賠償基準を指すが、以下、土地については事故前の交換価値により、建物については経年減価により低額に評価する方法を、「東京電力基準」と総称する。

ア 原発周辺の広範な土地（少なくとも半径20km）が汚染されたために、被害土地の「近傍」に、本件事故前と同等の生活を確保できる土地を取得することは、それ自体が困難である。

農林漁業を営んでいた被害者が、事故前と同等の事業を営むことができる代替地を求めることは、そもそも同一の自然環境にある土地が存在していないことや、他に同等の農地、山林、漁場を確保しようとしてもその供給源が極めて限られていることから不可能に近い。避難指示区域内で食料品や衣料品の販売等を営んでいた個人事業者は、その事業の基盤であった地域コミュニティが崩壊しその商圈が喪失してしまったため、比較的人口の多い都市部に移転して新たな商圈を確保しなければならない。避難指示区域内の事業所に勤務していた者は、その事業所が閉鎖されたために、新たな勤務先を求めて転居せざるを得ないが、多くの被害者を雇用できる事業所は被害地近傍には存在しておらず、福島県内の大都市や同県外の大都市の勤務先をその候補地として選択する以外に方法がない状態にある。

イ そして、避難指示区域内で自宅の土地が放射線に汚染された者の数は非常に多数であり、その多数の被害者が同時期に代替不動産を確保することを強いられていることから、仮に代替の土地を被害土地から比較的近い地域に確保しようとした場合には、その需要の増加により、その地域の地価が従前の水準を大きく上回る事が予想され、現実に周辺地域の地価が上昇している実情にある。

国土交通省の「平成25年地価公示 全国の動向」によれば、福島県いわき市の地価は、「原子力災害特別措置法に基づき設定された警戒区域等からの避難者の住宅需要により、いわき市全体の平均変動率が上昇」と報告されており、全国の住宅地の平均変動率がマイナス1.6であるところ、いわき市の住宅地の平均変動率はプラス0.7であったと報告されている。

平成25年度福島県地価調査結果においても、福島県全体の住宅地の平均変動率はマイナス0.6%であるのに対して、いわき市では平均変動率が2.5%であったことを報告し、「いわき市では、移転需要の対象が平地区周辺の大規模住宅団地からその周辺に拡大し、基準地の約9割が上昇・横ばいになった」と言及している。

ウ また、被害者が、他の地域に新たな生活の本拠となる土地を探す場合、もともと避難指示区域に指定された相双地域は福島県内でも地価水準の低い地域であったことから、被害土地の事故直前の市場価格のみの賠償額で

は、事故前と同等の経済的収入を確保、維持できる不動産を取得することは不可能である。

前記のとおり、農林漁業を営んでいた被害者は代替の土地を取得することが困難なことから別の事業を営むことを選択を強いられることが多いと予測され、その場合には都市部に移転して新たな収入源を確保することが必要とされる。また、商業を営んでいた被害者や事業所に勤務していた被害者もまた都市部において新たに収入が得られる場所を確保することが求められる。

あるいは、帰還の目途が立たずに避難が長期間におよんでいることから、避難先の都市部において新たな経済生活を開始した被害者も存在しており、その数は今後増加するものと予測される。また、望まないのにひとたび避難すると、避難先で様々な生活関係を否応でも構築せざるをえない。とりわけ子供の教育施設や家族が利用する医療福祉施設との関係で、避難先の都市部での生活を今後も維持する必要性が高い被害者も存在している。

このような被害者は、都市部において新たな生活をするための土地を取得しなければならないのであるが、事故前に被害者が居住していた土地の市場価格は移転先の都市部の土地の価格を大幅に下回るものであるから、事故前市場価格しか賠償されないとしたら、もはや不動産の再取得は不可能であることは一見明白な事実と言わざるをえない。

## (2) 建物

ア 居住用建物の再取得についても、被害者が従前に居住していたのと同等の床面積、構造、築年数の代替建物を中古住宅市場で調達することは、観念的には可能であっても現実には不可能であり、被害者は個別の事情に応じて選択した移転先で住宅を再取得することが必要となり、従前の居住家屋の経年減価を踏まえた評価額をはるかに超える支出を強いられることが容易に予測される。

イ また、先祖から受け継いだ築後50年、60年の建物で修繕を重ねながら住み続けてきた被害者も少なくないところ、経年減価により残存価値の下限の20%しかないと評価された場合には、その被害者が新たな移転先で建物を再取得することは到底不可能である。築後50年、60年の建物も本件事故さえなければ実際には事故後も相当の長期間使用されたはずであり、こういった実態を無視し、およそ再取得の困難な低率で一律に評価することはおよそ適正な賠償とはいえない。

ウ よって、居住用不動産については、事故直前の交換価値ではなく、「再取得価格」を基本的な賠償額として設定するべきである。

原子力損害賠償紛争審査会（以下、「紛争審査会」という。）の公表した平成24年3月16日付中間指針第2次追補「第2の4 財物価値の喪失又は減少等」において、備考3）として「『本件事故発生直前の価値』は、例えば居住用の建物にあっては同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮する等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価するものとする。」と記載されており、既に再取得価格を念頭に置いた考えが示されている。

### 3 適正妥当な賠償基準の要望

当弁護士団は、被害者と直接に接しその悲痛な声を受けとめているものであるが、未だに元の住居に戻れない被害者は生活再建への多大な不安を抱え続けている。そうして、東京電力基準によれば住居を再取得することは不可能ではないかという怒りの声が多数寄せられている。

被害者の声を受け、各自治体からも紛争審査会において住宅の再取得についての要望が強くなされてきた。例えば、葛尾町は「建物については、評価額でなく、再建築を考慮した損害の補償、また、土地につきましても、評価額でなく、再取得を考慮した損害の補償」を貴審査会で要望している<sup>\*3</sup>。また、川俣町は「生活を再建し、新しい生活を営むために、転居又は移転する場合があります。いわゆるほかに移り住む費用。こちらについては、例えば建物を新たに建築する、又は家財をそろえなければならない、そういったことは、経年劣化を考えない再取得価格でもって賠償が行われるべき、このような十分な補償をしてほしいと考えております。」と要望している<sup>\*4</sup>。

さらに、富岡町は「法的根拠も明確でないまま今年の7月に相次いで賠償基準の考え方を作成しました。本来であれば原賠法に従い紛争審査会によって示される指針の中に盛り込まれるべきものと思いますので、現地をご覧いただいたことにより、被害を受けられた住民の実情を反映していただきたいと思っております。」<sup>\*5</sup>と、経済産業省・東京電力基準に対する強い不満を表明するとともに、貴審査会に対する期待を寄せている<sup>\*6</sup>。

---

\*3第21回紛争審査会(平成24年1月27日)議事録。

\*4第32回紛争審査会(平成25年6月22日)議事録。

\*5第32回紛争審査会に提出した平成25年6月22日付「説明資料」。

\*6遠藤富岡町長「現在示されている定型による賠償額の算定手法では、不動産の再取得は不可能でありまして、移転補償を基本とした賠償基準としていただきたいと。これは、

貴審査会の各委員においても、既に被害実態を認識し東京電力基準の問題点は理解されており、今まさに東京電力基準に代わる具体的基準が議論されようとしている。そこで、この重要な時点において、当弁護団はその経験と知識を活かして、具体的な賠償基準の考え方について、従前の判例学説等の範囲内で十分基礎付けうるものとしての意見を述べようとするものである<sup>\*7</sup>。

## 第2 再取得費用の賠償を求める法律構成

### 1 損害賠償の基本理念

そもそも不法行為における損害賠償の基本理念及び目的は、「原状回復」にあること自体はあまり異論はないものと思われる。例えば、日本不法行為法リステイトメント709条の5は「損害賠償は、被害者を被害発生前と同等の財産状態および生活環境に復させることを目途とする」<sup>\*8</sup>と規定し、それは「財産状態の回復だけでなく生活環境を含めて不法行為がなかったならばあったであろう状態を回復することである」と説明する。また、「不法行為なかりし状態を回復する」<sup>\*9</sup>(潮見佳男)、「被害者は本来的には原状回復を請求しうべきところ、原状回復不能のために金銭賠償による外ない場合にはせめて被害者を少なくとも事故以前の客観的な状態と価値的に同じ状態に

---

先ほども視察をしていただいて、大臣も委員長も仰せられたわけですが、もう当然これは住めないんです。もう2年数か月たっても全然建物、木造は住めません。ましてや、戻る人も15.6%。したがって、再調達価格、もう建物は解体してもらい、更地にしてもらい、新しいまちづくりをもう1回し直さないと、これはもうまちづくりが、復興さえできません。そういう意味で、ひとつ移転補償的な算出方法の再調達価格を見直ししていただきたいと。これは本当に喫緊の課題でありまして、皆さんは生活再建、生活支援の問題が、今、直前の我々に猛烈な問題提起をされておりますので、非常に私どもは苦しんでおりますので、しっかりとこれについては具現化していただけますようお願いしたいと思います。」(第32回紛争審査会議事録)。

\*7本来は、コミュニティー崩壊やふるさと喪失等の大きな意味での法益侵害に対する適正妥当な賠償あるいは補償がなされなければならないが、財物賠償はその一環として位置付けられるべきものとも思われるが、本意見書では従前の判例学説等の範囲ないし延長上で容易に了解しうる法学的意見の範囲にとどめている。

\*8加藤一郎「連載・日本不法行為リステイトメント⑧ 損害賠償の方法」(ジュリスト88号86頁, 88~89p)。

\*9潮見佳男『不法行為法』〔第1版〕(信山社1999)222p。

置くべき」<sup>\*10</sup>（四宮和夫，潮見佳男）なのである。その他にも，例えば，「生じた損害を填補し，原状を回復することにより被害者を救済する」<sup>\*11</sup>（吉村良一），「不法行為損害賠償制度の目的は，不法行為がなかったならば維持しえたであろう利益状態を回復すること，すなわち原状回復にある。」<sup>\*12</sup>（淡路剛久）。

## 2 原状回復の理念と損害賠償の内容

- (1) 原状回復の理念には争いがないことを確認したうえで，この原状回復の理念をどのように具体化するかがポイントとなる。「事故直前の交換価値（市場価値）」と現状との差額を賠償すれば足りるとする東京電力基準は，一見すると物損（全損）交通事故事案や財物損害の一般論と整合的であり，さらに，前記交換価値を超える賠償は「過賠償」すなわち被害者に利益を与えてしまうものであるとする考え方も，一見もつともだからである<sup>\*13</sup>。
- (2) しかしながら，「事故直前の交換価値（市場価値）」（以下，「従前交換価値」という。）を基準とする賠償が妥当するのは，代わりの物を取得することが容易であるという，法理的には「特殊ケース」の場合に限られることをまず確認すべきである。理念をより具体化したレベルで考えても，従前交換価値と原状回復のどちらが一般的かという点，中古車の損害で修理可能な場合は原状回復すなわち「修理費用」が妥当な賠償額算定方法とされるのだから，原状回復がより一般的普遍的な考え方であることは明らかである。中古自動車の場合には，容易に代物を取得しうるから，具体的算定方法として従前交換価値を基準とすることが原状回復の一種としてその理念に反しない方法として「許容されている」のである。では，財物全

---

\*10四宮和夫『不法行為』（青林現代法律学全集1983・1985）446p，476p（但し，引用部分は原状回復を原則とするドイツ法の考え方であり，四宮は日本法上，原状回復を「指導理念・解釈指針」として重要視するのである。）。また，潮見前掲『不法行為法』222p。

\*11吉村良一『不法行為法』〔第4版〕（有斐閣2010）16p。

\*12淡路剛久『不法行為法における権利保障と損害の評価』（有斐閣1984）219p。

\*13紛争審査会の論点整理（第33回－資料1－3）では，事故直前の財物価値を超える賠償の必要となる場合に，この賠償の性質をどう考えるか，財物とは別の損害であるかどうかなど等の論点として整理されている。妥当な賠償がされるならば，理屈は問わないともいえるが，本文で述べるように，何か特別な損害であると考えずとも，従前の損害賠償概念の範囲内で対応できるのではないかと考えられる。

損のケースにおける具体的レベルでの原状回復の基本的・一般的な考え方は何か。それこそが、「同等のものを再取得するのに必要な費用」である。

- (3) そもそも、中古車のケースにおいても、最高裁判例は、「中古車が損傷を受けた場合、当該自動車の事故当時における取引価格は、原則として、これと同一の車種・年式・型、同程度の使用状態・走行距離等の自動車を中古車市場において取得しうるに要する価額によって定めるべきである」としているのであり<sup>\*14</sup>、「再取得価格」を基準としているのである<sup>\*15</sup>。

### 3 窪田充見教授の見解

- (1) 上記の考え方は、基本的に窪田充見教授の『意見書』の知見を基礎としている（以下、「窪田意見書」という。）<sup>\*16</sup>。

窪田教授も、損害賠償の機能は発生した損害について原状回復を実現するところにあること（同意見書8頁）を前提に、物の全損の場合の損害算定方法としては、①交換価値による、②利用価値による、③原状回復に必要なとされる費用による、等各方法があり、このうちの②③の方法も決して特殊な理論を採用しなければ導かれないものではないとする（窪田意見書2, 3頁）。また、いずれの方法も、「差額説」ないし差額説的な損害額計算と抵触するものではない（同3頁）<sup>\*17</sup>。人身損害の場合の治療費や、物損の場合の修理費はまさに原状回復③の考え方であり、それは差額説に抵触する考え方ではない<sup>\*18</sup>。

---

\*14最判昭49年4月15日民集28巻3号385頁。四宮和夫『不法行為』（青林現代法律学全集1983・1985）576pは同判例を引用して「市場性のあるものは、市場において取得するに要する価格」と説明している。

\*15同等中古車の「再取得価格」は通常は事故車の直前交換価値に等しいから、この判例は「交換価値」基準と何ら異なることを述べていないと理解する向きもあるかもしれないが、それは論理が逆であり、本文で述べるとおり、中古車の場合は容易に再取得しうるから、通常は「直前交換価値」をもって再取得価格として扱っても許容されるにすぎない。すなわち、再取得価格が一般、直前交換価値が特殊なのである。

\*16本意見書添付の平成24年9月27日付窪田充見『意見書』。

\*17「原状回復の方法が差額説に矛盾しない」というより、むしろ、「原状回復を前提として、差額説はそれに矛盾しない、あるいは次善の手段として原状回復を実現するもの」と位置付けられるのである（窪田意見書3頁の注2）。

\*18窪田意見書4頁。また、「不法行為がなかったならばあったであろう状態」（第2，



だから、自動車全損の場合でも、②③の方法による計算方法も当然に排除されるわけではない。ただ、現実中古車全損の場合に交換価値による賠償額算定が原則とされているのは、(i)中古車の交換価値(市場価値)が容易に確定できること、(ii)自動車の利用期間は数年からせいぜい10数年であり買い換えは通常のことだから交換価値によることに一定の合理性があること、(iii)中古車には広範な市場が存在し、かつ自動車は代替性が極めて高い、このような特殊性があるからである(窪田意見書5頁)。

(2) これに対し、住居の場合には、(ア)再調達の必要性が極めて高く再調達費用に即した方法が必要とされる、(イ)再調達の困難さ(市場が限られている。生活と密着しているので同程度の中古家屋を取得することが困難。)、(ウ)買い換えを前提としておらず「終の棲家」であることが多い、等の特徴がある(窪田意見書6頁)。その結果、単に従前交換価値を基準とするならば、被害者は、再調達の必要があるのに(自動車なら車を買換えない選択もありうる)、再調達が困難な状況におかれ(近傍に同等の中古家屋を購入することは通常困難)、かつ、被害者は(愛着のある)住居を市場において交換することを強制されるに等しい利益状況におかれることになるのである<sup>\*19</sup>。

(3) さらに、広範囲に居住不可能な状況が生じた結果、従前交換価値では同等の不動産取得が困難である事実の指摘、さらに損害賠償を発生させた原因により生じた不動産価格の上昇分については賠償責任主体がその責任を負うべきものであることを指摘する(窪田意見書7、8頁)。

(4) 以上の問題点をふまえ、具体的な法律構成としては、再調達費用に即した賠償基準を考えるべきである(窪田意見書8頁)。損失補償の場合ですら、そうした配慮がされているのであり、交換価値賠償が原状回復を基礎付けるに足りない本件のような場合には、原則に立ち返って再調達の費用を出発点とする賠償を考えることが適切あるいは必要なことである(同9頁)。

(5) 更に具体的な計算方法としては、同程度不動産を調達するために元の居住区域に比較的近いエリアにおいて必要とされる平均的な費用、あるいは東北北関東における平均的費用、あるいは全国における平均的費用等が考

---

1 引用の日本不法行為法リステイトメントの説明参照)と現状との差異を「差額」であると考えれば(潮見佳男前掲『不法行為法』226pはこのような説明をしている。)、本文でいう再取得費用は「差額」そのものである。

\*19窪田充見『不法行為法 民法を学ぶ』(有斐閣2007)356p。

えられるが、少なくとも、ある具体的な方法を積極的に選択する理由づけが十分に得られないとの理由で交換価値に即した賠償しかないという考え方は取り得ない。そこで、比較的一般的と考えられる平均的な再調達費用をもって算定することとし、賠償請求時に既に再調達をしている場合や原則とされるエリア外で再調達をした場合には必要に応じて調整を図るべきである(窪田意見書10頁)。

(6) 算定された再調達費用が、従前交換価値より高額となるとしても、被害者に利得が生じるものではなく、原状回復という損害賠償の趣旨にはむしろ適合するものである(窪田意見書10頁)。

(7) 本件における「通常損害」は、「賠償原因たる事故によって、従前家屋に住めなくなったこと」、「そのために新たな居住家屋を調達しなければならなくなったこと」それ自体であり、特殊な法律構成をするまでもなく、再調達費用に即した賠償額算定が可能である(窪田意見書10頁)。

#### 4 「住居」の不動産賠償

(1) 窪田意見書が説明するとおり、「住居」としての不動産についての損害賠償は、再取得(再調達)に必要な費用に即して算定されなければならない<sup>\*20</sup>。

なお、第33回紛争審査会において示された論点整理の項目中には、被害者が帰還する場合で、大規模修繕や建て直しにより事故直前の財物価値を超える賠償が必要となる場合の性質をどう考えるかが取りあげられているが、同じ問題であり、原状回復のために必要相当な方法である限りは、従前交換価値を超える費用を賠償対象とすることに何らの理論的な問題もない。

また、消費税や登記のための諸費用が賠償対象となるのかという点も取りあげられているが、交通事故賠償の実務では、消費税、自動車取得税、登録関係諸費用(登録費用、車庫証明費用、代行費用等)は当然のように賠償対象とされている。このような「再取得に必要な費用」は事故がなけれ

---

\*20第32回紛争審査会において、能見会長は「古い立派な建物を、固定資産税の評価額というのでしょうか、あれを基にして、要するに現在の価値で幾らかというので計算すると低くなってしまうので、それでは新たに場所を求めて住むときに十分ではない。それは再調達価格という考え方をベースにしなが、何か上乘せできる方法がないかと個人的には検討しているつもりでございます。」と発言しておられる。

ば出費の必要がなかったのだから賠償されるべきことは当然であるが、使用期間が短く、買い換えを想定している自動車の場合でさえ認められる損害なのだから(次に買い換える際には当然必要となる費用である。)、ましてや使用期間が長く(終の棲家)、買い換えを想定していない住居の場合には、より強い理由でかかる再取得に必要な費用が賠償されなければならない。

このような再取得費用を賠償対象とする考え方は、決して従前の通説的な考え方から離れるものではない。例えば、幾代通教授は、交換価値の賠償は、「代物を購入することによって不法行為がなかったと同じ生活態勢を回復するに要する経費を加害者に負担させることである。」と説明する<sup>\*21</sup>。また、加藤一郎教授は、「不法行為による損害賠償の基本的な考え方は、被害者を不法行為がなかったのと同じ経済的状态に復させることであるから」、滅失物が「すぐに購入できるものならば」交換価値の賠償で目的を達するが、すぐに買うことが実際には不可能であるときはそうではない、としている<sup>\*22</sup>。更に、平野裕之教授は「使用目的で保有している場合には、価格の賠償というよりは、代替物の取得の費用」(及び代替物取得まで使用ができないことによる損害)が賠償されるべき損害であるとされる<sup>\*23</sup>。

これら通説的な考え方は、交換価値の賠償により現実に代物を取得できず不法行為がなかったのと同じ経済的状态に復することができる場合には、交換価値の賠償をもって妥当とするものである。したがって、交換価値の賠償のみでは不法行為がなかったのと同じ経済的状态に復させることができない場合には、交換価値を上回る再取得費用の賠償を認める立場にあると解されるのである。すなわち、交換価値の賠償はそれ自体が目的なのではなく、被害者を不法行為がなかったのと同じ経済的状态に復させるという損害賠償の目的を達成するための手段・方法の一つなのである。

(2) そして、本件で問題となる住居としての不動産は、住むためのものであって、販売目的で保有する場合のように交換価値の保持に意味があるので

---

\*21幾代通(徳本伸一補訂)『不法行為法』(有斐閣1997)291p。なお、ここで幾代教授が「交換価値の賠償は」と記載しているのは、それが適したケースを想定して説明しているに過ぎない。

\*22加藤一郎『判例演習(債権法2)[増補版]』(有斐閣1974)257, 258p。

\*23平野裕之『民法総合6 不法行為法[第2版]』(信山社2009)331p。

はないのだから、事故前と同等の生活基盤を回復し得るに足りる住居を得るために必要なものである限りは、「再取得費用」を賠償基準の出発点としなければならない。

「住居」としての土地建物は、そこに住み生計を維持するとともに自己実現の生活基盤（経済活動、文化的活動を含む社会的活動全般）であることを本質的特徴とするところに財物としての価値があるのだから、基準となる「事故前と同等の物」とは、本来は従前と同等の生活基盤を実現するという観点から同等のものと評価されるものでなければならない。

- (3) 以上の観点から相当と評価できる住居を再取得した場合に、従前住居と再取得住居との間に、交換価値(市場価値)としての価額に差異があったとしても、不法行為の基本的理念である損害の公平な分配という観点からは正当なものと評価しうる<sup>\*24</sup>。この点、窪田意見書において既に正当化されているものの、法律家としては、もっとも飲み込みにくいところであろうと思われるので、なお重ねて説明する。

ア 同等の物を従前交換価値の価額により再取得することが困難な場合には、より高価な出費により再取得することは被害者にとってやむをえない選択なのであり、かつ、「使用すること」が目的であって換価を前提としない場合には、交換価値増加分について利得が生じるとは評価できない。この点、著名な裁判例は、営業用に使用する調剤台及び薬品陳列ケースが毀損された事案について、加害者側の「物の中古品としての価額の賠償で十分である」との主張に対し、以下のように判示している。

「失われた物の価額相当の金員によつて失われた物と同等の物を取得し得る場合又は所有者の物の所有がそれによつて財産的価値を保有する手段である場合には、被害者は失われた物の価額相当の金銭を得ることによつて損害が発生しなかつたと同一状態を回復するわけであるから物の価額でよい。通常はそういう場合が多い。しかしながら、「本件における前記物品は、被控訴人がその営業上使用するためにこれを所有するものであつて、財産的価値を保有する手段として所有するものでないことは弁論の全趣旨からみて明かであり、また前記物件が、かりに、控訴人主張のような中古品であるとしても、またかりに、その中古品の価額を算定し得るとしてその価額相当の金銭によつて失われた物とピツタ

---

\*24なお、「公平」とは、第一義的には、加害者と被害者の間の公平を考えなければならないことは言うまでもない。

り同等の中古品を取得することは絶対に不能といつてもいいすぎではない。だから被害者たる被控訴人が本件事故によつて失つた前記物品を店舗に備付けある原状に回復するには新品を調製するのほか方法がなく、これに要した費用はその全額が本件事故によつて生じた損害であり、しかも相当因果関係の範囲内にある損害であると解するのが相当である。」<sup>\*25</sup>。

かかる裁判例は、被害者が使用することを目的として保有していた財物について、それと同等の中古品を取得することが不可能な場合には、新品であってもその再取得にかかる費用を損害として認めるものである。

イ 次に、再取得価格と従前交換価値の差額は被害者の「利得」となり過賠償と評価されるべきものであろうか。もしこの差額分を賠償額から減額するとしたら<sup>\*26</sup>、買換えせざるをえない被害者は、望まないのに交換価値での売却を強制される状態となり<sup>\*27</sup>、そうかといって再取得しないという選択はできず(住居については「生活を止める」わけにはいかない。)、しかも差額分を自分で調達しない限りは再取得もできないという悲惨な状況に陥る。責任のない被害者をこのような状況に陥れることは、到底正義公平に適うものとは考えられない。この「差額」は被害者が望まないのに押しつけられたものであるから(しかも、住む以上は利得として実現するものではない。)、社会通念上不相当なほどに高額なものでない限りは、返還(減額)を要しないものとして考えるべきである<sup>\*28</sup>。

---

\*25東京高判昭和29年7月10日・下民5・7・1060(注釈民法(19)49p[篠原弘志]参照)。

\*26確かに、市場性のない物の滅失の場合に「新品の調達費」から減額するという考え方が古典的といえるかもしれない(四宮和夫『不法行為』(青林現代法律学全集1983・1985)576p)。しかしながら、近傍に代替物がなく、住居を移転せざるをえないという事態は、損失補償の局面でこそ生じうるが、不法行為損害賠償の問題としては想定されていなかったと思われるので、この点については従前の学説が空白であると考えなければならない。

\*27前記3,(2)参照。窪田充見『不法行為法 民法を学ぶ』(有斐閣2007)356p。

\*28谷口知平=植林弘『損害賠償法概説』(有斐閣双書1969)234p[谷口]は、家屋の一部が破壊された場合に、「真に損害が回復されるためには、破壊された古い家屋の部分だけの客観的価格の賠償ではならず、新しい修繕が必要」と説明し、観念的に旧家

例えば、家屋の一部破損の場合に補修するとき(原状回復の一場合)、材料は新品を使わざるを得ず(もちろんグレードは同等のものとする)、壁の一部を塗り直すとすれば全面を塗りなおさなければならない。そうすると、補修後は観念的には事故前よりも価値が増加することになるが、増価分を賠償から減額すべきとか、古材を探してきて補修すべきだという議論は聞かない。そして、この原状回復がされても「元通り」になるわけではなく、事故がなかった状態の方が良いと思う人が殆どであろう。この意味で「控えめ」な原状回復がされているに過ぎないのである。やはり原状回復の一場面である再取得の場合も、法理的には違いはないはずであり、同等の住居の取得に要する費用と従前交換価値の差額は観念的な存在にすぎないのである。

以 上

---

屋よりも価格が増加したとしても、その余計の利益は加害者が不法行為によって与えたものだから、不法原因給付返還拒否(民法708条)の趣旨から返還を認めないと考えている。